

JFE健保の概要

健康保険とは

会社(事業主)と皆さんが保険料を出し合い、皆さんやご家族が病気やケガをしたときに、保険で診療を受けたり、出産、死亡などのときに給付金を受ける制度です。

皆さんは、入社した日から被保険者となり、退職または死亡した日の翌日にその資格を失います。また、被保険者に扶養されているご家族も、一定の要件を満たせば健康保険組合に加入できます(被扶養者といいます)。

2大事業 健康保険組合の特徴

●保険給付

- 病気やケガの診療が受けられる
保険を扱っている医療機関に保険証を提示し、医療費の3割を負担することで、診療を受けることができます。
- 給付金を受けられる
出産や死亡したとき、病気やケガなどで高額な医療費を支払ったときや、病気などで会社を休んで会社から給与の支給を受けられないときに給付金を受けることができます。

●保健事業

- 皆さんの健康づくりのために
健康の維持・増進のために契約スポーツクラブ、直営・契約保養所などの運営を行っています。
- 生活習慣病の予防・改善のために
JFE独自の健診事業、健康力アップ活動、保健指導等を推進しています。

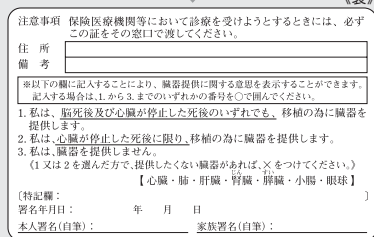
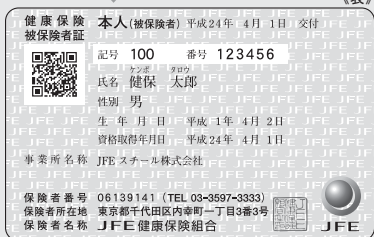
健康保険証が交付されたら

表面

氏名・生年月日等の記載内容を確認してください。間違いがある場合は、直ちに事業主を経由して健保組合に申し出てください。

裏面

「住所欄」に現住所を自署してください(お子様の場合は、保護者が代筆でも結構です)。単身赴任・学生など別居されている場合は、それぞれ居住地の住所を記入してください。住所変更があった場合は、各自で修正を行ってください(住所変更ごとにカード証の発行は行いません)。



■臓器移植意思表示欄について
臓器移植に関する法律に基づき、健康保険証に臓器提供に関する意思表示欄を設けています。この欄への意思の記入は任意であり、記入を義務づけるものではありません。また記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることもありません。臓器提供に関して、あなたの意思にあった内容を記入してください。

保険料の決め方

保険料は、一定の幅で区分けした「標準報酬月額」(賞与のある月は標準賞与額からも)に保険料率をかけた額となります。保険料は年に1回、標準報酬月額に応じて見直されます(定時改定)。

JFE健保の健康保険料率

$$\frac{78}{1000} \left(\begin{array}{l} \text{被保険者} 31.4 \\ \text{事業主} 46.6 \end{array} \right)$$

みなさんの健康保険料

$$\begin{array}{l} \text{標準報酬月額} \times \frac{31.4}{1000} \\ + \\ (\text{標準賞与額} \times \frac{31.4}{1000}) \end{array}$$

※40歳からは介護保険料(1/1000)も徴収されます(被保険者・事業主折半)。

保険証を紛失、破損してしまったら

保険証を紛失・破損等した場合は、直ちに「健康保険被保険者証再交付申請書」を事業主を経由して健保組合に申し出てください。また、健康保険証は、クレジットカード等とは異なり紛失・盗難にあった場合でも、効力を停止させることができませんので、紛失・盗難にあった保険証の悪用を阻止する方法はありません。盗難の場合は早急に警察に届け出てください。

ライフステージと健康保険

入社から退職まで、あなたとあなたの家族を守ります

JFE健康保険組合は、入社から退職まで、みなさんのライフステージと密接に関わっています。手続が必要となる場合は、すみやかに行ってください。

▶▶▶詳しくは健保のホームページをご覧ください。
<http://www.kenpo.gr.jp/jfekenpo/>

入社した

- JFE健康保険組合に加入 **手続不要**

入社と同時に被保険者となり、保険給付を受けられるとともに保険料が徴収されます。



結婚した

- 配偶者を被扶養者にする **手続要**
- 改姓した **手続要**



子どもが生まれた

- 子どもを被扶養者にする **手続要**
- 出産育児一時金をもらう **手続要**

被保険者または被扶養者が出産した場合、健保から出産育児一時金として1児あたり42万円*が支給されます。但し、直接支払制度等を利用した場合は、本人への支給はありません。

*産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合。未加入の分娩機関では39万円。



30歳になった

- 生活習慣病のチェック開始

充実した健診を手頃な費用で受けられます。 **手続要**

被保険者の方

がん検診、人間ドックなどの健診です。

被扶養者の方

基本健診と上記の健診メニューです。

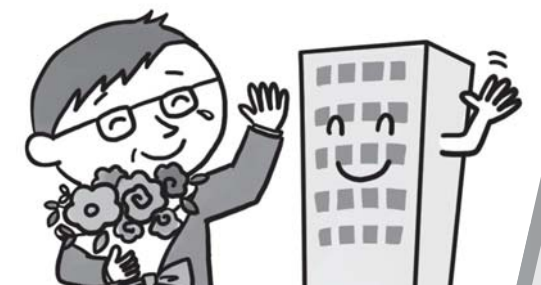
配偶者の方は必ず受診してください。



退職した

- 被保険者資格を喪失 **手続不要**
- 引き続き JFE 健保に加入する **手続要**

勤続2ヵ月以上の人は、退職したあと2年間、任意継続被保険者として JFE 健保に加入することができます。給付内容は一部の給付を除き、今までと同じですが、事業主負担がなくなるため保険料は全額自己負担となります。



病気やけがをしたとき

- 医者に行って診療を受けた

保険証を提示し、医療費の3割を病院窓口で支払います。残りの7割は健保が負担します。

- 事故にあい健康保険を使用するとき **すぐに必ずJFE健保に届け出てください。**

- 医療費が高額になった

手続不要 (払い戻しは給料に合算振込)

医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合は、25,000円を超えた分が払い戻されます(1ヶ月・1病院単位)。



- 病気やけがで会社を休んだ (傷病手当金を受ける) **手続要**

被保険者が病気や業務外のケガの治療のために4日間連続して会社を休み、給料がもらえないときは4日目から傷病手当金を受けられます。休業1日につき「標準報酬日額の7割」が支給されます。



あなたとあなたの家族の健康づくりのために～健康づくり支援のためのヘルスポイント制度があります～

JFE 健康力アップ活動を実施しています

生活習慣病の予防・改善を目的とした「JFE健康力アップ活動」を実施しています。運動習慣・食事習慣・その他の生活習慣(飲酒・喫煙の改善等)から3つの行動目標を選んで、6ヵ月間チャレンジしていただけます。エントリーはいつでもできますので、ぜひご参加ください。



全国のスポーツクラブと法人契約しています

個人の行う健康体力づくりを支援するため、全国のコナミスポーツ、セントラルスポーツ等と法人契約しています。一般会員より安い料金で利用できますので、ぜひ、お近くの施設をご利用ください。被扶養者も利用できます(年齢制限があります)。



人間ドック並みの健診がお手頃価格で受けられます

国が定めている健診よりもずっと充実している基本健診にがん検診などをオプションで追加でき、人間ドック並みの健診が安い費用で受けられるようになっています。とくに、配偶者の受診を勧めています。



～～ご家族での保養等にご利用ください～～

直営保養所

全国6ヵ所の保養所があります。(1泊2食で約7,000円/人です。)

契約保養所

JFE健保が契約する旅行会社等が取り扱う国内各地のホテル・旅館等が利用できます。補助金[(年1回/人)被保険者4,000円、被扶養者3,000円]が受けられます。

保険給付

保健事業

詳しいことはホームページに掲載していますので、都度ご覧ください。


JFE 健康保険組合
JFE

[お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [ログイン](#)

検索

HOME
事業インデックス
健康開発
保養所のご案内
各種申出・申請
こんなときどうする？
Q&A
医療費情報

NEWS & TOPICS ▶ 一覧へ

- 2011.12.02 NEW 「健康力アップ 活動状況 (11月分)」 を掲載しました。(利用者認証が必要です)
- 2011.12.01 ▶ **【重要】健康力アップ活動達成申請について**
webでの達成申請はできなくなりました。
達成ポイントの付与は健保で行います。
必ず「ヘルスポイント申請書&達成記録表」を健保にご提出ください。
提出されない場合は、ポイントは付与されません。
- 2011.11.28 ▶ 2011年度 かながわ100kmウォークのご案内を掲載しました。
次回開催は12月17日(土)「東海道410年・神奈川宿を歩く」コースです。
- 2011.11.01 ▶ 「H23年度 被扶養者(配偶者)健診受診率(速報版)」 を掲載しました。(利用者認証が必要です)

PickUp

ためて使って笑顔でHAPPY!健康ライフ



平成24年度



JFE 健保の 情報発信誌



| こんなときどうする？

| ヘルスポイント

- ▶ ヘルスポイント制度ってなに？
- ▶ ポイントをためる
- ▶ ポイント券をもらう
- ▶ ポイント券をつかう
- ▶ ポイント取得情報
- ▶ ポイント券利用申込書ダウンロード
- ▶ Q&Aコーナー

| 健康開発

- 健診関連**
- ▶ 健診のご案内
- ▶ 特定健診・特定保健指導
- ☺ 被扶養者(配偶者)の健診受診率
- ▶ 歯科健診
- 健康づくり**
- ▶ 健康づくり・JFE健康力アップ活動
- ☺ 健康力アップ活動状況
- ▶ 健康づくり活動支援
- ▶ かながわ100kmウォーク
- ▶ 体育施設
- ▶ 健保会館
- ジェネリック医薬品**
- ▶ ジェネリック医薬品を使ってみよう
- 健康相談**
- ▶ 電話健康相談・心の相談

| 保養所のご案内

- 直営保養所**
- ▶ 施設の紹介
- ▶ 空き室状況
- ▶ 利用要領
- ▶ 利用料金
- ☺ 利用申込み・抽選(予約)確認・変更取消
- 契約保養所**
- ▶ 施設の紹介
- ☺ 申込要領・契約先・申請用紙

| 各種届出・申請

- ▶ 届出・申請方法
- ▶ 届出・申請用紙ダウンロード
- ▶ こんなとき届出を…



| Q & A

- ▶ 保険証に関するQ&A
- ▶ 被扶養者に関するQ&A
- ▶ 任意継続被保険者に関するQ&A
- ▶ その他Q&A

| 医療費情報

- ▶ 医療費控除
- ▶ 医療費通知書・保険給付決定通知書
- ▶ 医療費のしくみ
- ▶ 減額査定のお知らせ

| 事業インデックス

- ▶ JFE健保の概要
- ▶ 健康保険のしくみ
- ▶ みんなが支払う保険料
- ▶ みんなの保険証
- ▶ 保険給付いろいろ
- ▶ 介護保険
- ▶ いろいろな制度

◎ 健保所在地・窓口

お問い合わせ先 **JFE 健康保険組合**

- 本 部 〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
- ◇ 保険業務室 Tel.03-3597-3333 Fax.03-3597-3324
- ◇ 健康開発室 Tel.03-3597-3289 Fax.03-3597-3324
- ◇ 施設管理室 Tel.03-3597-3290 Fax.03-3597-3329